

## 平成27年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会議事録

- 1 開催日時 平成28年3月18日(火) 午前10時から午後0時15分
- 2 開催場所 春日井市役所南館4階 第3委員会室
- 3 出席者
  - 【会長】 木全 和巳(日本福祉大学)
  - 【委員】 野田 由美江(春日井市身体障害者福祉協会)
  - 戸田 三保子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
  - 河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
  - 黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
  - 大村 義一(春日井市社会福祉協議会)
  - 荒井 つたえ(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
  - 大橋 伴子(愛知県心身障害者コロニー)
  - 三好 順子(春日井保健所)
  - 山本 順子(春日井公共職業安定所)
  - 大西 淳子(春日台特別支援学校)
  - 田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
  - 岩谷 直子(公募委員)
  - 志村 美和(公募委員)
  - 服部 千鶴子(公募委員)
  - 【事務局】
    - 健康福祉部長 宮澤 勝弘
    - 障がい福祉課長 中山 一徳
    - 同課長補佐 入谷 耕介
    - 同課長補佐 渡辺 克匡
    - 同障がい福祉担当主査 長坂 匡哲
    - 同認定・給付担当主査 小川 洋平
    - 同主任 川口 良子
    - 同主事 土屋 岳陽
  - 【傍聴者】 7名
- 4 議題
  - (1) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について
  - (2) 障害者差別解消法の施行に関する取り組みについて
  - (3) その他

## 5 配布資料

- 資料1 障がい者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 第3次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況
- 資料3 第3回春日井市地域自立支援協議会資料
- 資料4 障がい者差別に関する支援体制

## 6 議事内容

- 【事務局・中山課長】(あいさつ)
- 【事務局・宮澤部長】(あいさつ、委嘱状交付)
- 【事務局・中山課長】(会議趣旨、開催回数の説明)
  - 【委員】(各委員あいさつ)
  - 【事務局】(自己紹介)
- 【事務局・中山課長】(会長、副会長指名)
  - 【木全会長】(あいさつ)
  - 【田代副会長】(あいさつ)
- 【事務局・中山課長】(会議成立の要件等の報告、資料確認)
  - 【木全会長】では、議事に入ります。

進捗状況については、まず田代副会長からお願いします。

- 【田代副会長】資料3に基づいて説明したいと思います。

地域自立支援協議会については、3月14日に定例議会にて報告がありました内容について、ご説明したいと思います。まず、障がい者生活支援センターからですが、いわゆる65歳問題について報告がありました。障がいのある方が65歳になったとき、スムーズに介護保険へ移行するにはどうしたらよいかということです。介護保険へ移行し、急に自己負担金が上がったり、慣れ親しんできた相談員が変更になって、混乱したりすることがないように、気を配っているとの事でした。この65歳問題は、厚生労働省の主管課長会議でも取り上げられており、また介護保険も大きく見直されているので、今後の国の動向を見ながら、相談業務を進めて行きたいと思います。

次に、障がい理解について、基幹相談支援センターと4事業所が一緒になって進めているメッセージ事業で普及・啓発に努めていますが、福祉サービス事業所やヘルパーさんが障がい特性を十分理解しておらず、それが原因で起こるトラブルが増えてきているそうです。引き続き、

研修やネットワークなどに工夫が必要ではないかと思えます。

子ども分野については、学校など教育機関との連携が難しいという話がよくありますが、今回は、学校教育課が行っている放課後なかよし教室で起こっている問題について協力できたとあっとわんから報告がありました。

引き続き検討が必要な課題としては、医療的ケアができる事業所が不足していること、緊急時に福祉サービスが円滑に提供できるかなどがあります。春日井市だけではなく、圏域の課題となっておりますので、次の任期の地域自立支援協議会で引き続き検討して行きたいと思えます。

相談支援体制については、基幹相談支援センターについての報告がありました。基幹としての役割とは？というところにより力を入れて、活動をすすめています。結果、困難事例の相談も増えており、また、関係機関からの相談が57.9%と、より基幹としての役割を担ってきているのではないかと思えます。年間では数々の研修が開催されてはおりますが、もっと小さな単位で、出前的な研修も有効ではという意見がありました。

資料3の資料4では、連絡会や専門部会の取り組みについて、報告がされています。専門部会については、現在、すまいの部会、はたらく部会、こども部会、相談支援連携部会の4部会あります。14ページがすまいの部会からの報告になります。すまいの部会では、障がいのある方の将来の住まいについて、以前は入所施設、グループホーム、入院などの選択肢しかなかったのを、もっとほかの可能性があるのでないかという視点から検討をしております。今回は、障がいを持った一人暮らしの方の暮らし方について事例集を作成しました。住宅施設課とも懇談を開き、アパートを借りる際の身元保証に問題があり、借りられないという課題がクローズアップされていました。まさに、今日の議題の障がい者差別解消法に関係するところだと思えます。

つぎに、資料3の資料7のはたらく部会については、一般就労ということだけではなく、いろいろな働き方について検討をしております。「はたらくためのガイドブック」というサンプルをこの場でお配りしましたが、関係機関の連

携を図ったり、障がいを持った方が就職活動しやすいように作成したものです。今後、春日井市のホームページからもダウンロードできるようにする予定ですので、周知をお願いします。今後、このガイドブックを使ってどのように連携を図るのか、またこのガイドブックがどのように使われているのかなどの効果測定も行いたいと思います。もう一つとしては、尾張北部圏域の障がい者雇用促進セミナーがありました。その中で、はたらく部会のブースを設置して、就労支援A型、B型の取り組みを紹介でき、障がい者雇用を進めている事業主様に周知できたのではないかと思います。最後に、第3次障がい者総合福祉計画の中でも、障がい者の雇用促進について、いろいろ成果目標が定められておりますので、工賃の向上、一般就労への移行数などアンケート調査、分析などを行ってまいりたいと思います。

資料3の資料8は子ども部会のものになりますが、事業者間が連携したり、保護者の方へわかりやすい説明をするためのガイドブック「はるいく」が完成しています。完成後はフィードバックをかねて、事業所全体で報告会も行いました。こうした、「顔が見える」関係作りが好評でしたので、引き続きこうした報告会を子ども部会で行っていく予定です。人材育成についても、児童発達支援センターを中心に研修等を行っていく予定です。今後、ライフステージに応じた切れ目のない支援についても、子ども部会で検討していきます。

資料3の資料9は、相談支援連携部会のものです。委託の相談支援事業所と特定相談事業所、基幹相談支援センターで構成されていますが、サービス等利用計画の作成率を増やすことがシビアな課題として挙げられます。質的な取り組みが重要であると考えており、今年は半田市社会福祉協議会の方をお呼びしてグループスーパービジョンを行いました。

最後に、地域自立支援協議会は、春日井市総合福祉計画にかかる取り組みを中心に協議していますが、今年も日中活動について資源の過不足調査を行います。新たに、地域生活支援拠点を整備するに当たって、国の様式で計算される利用率等が本当に実態を示しているのか、また数字に表れない理由を明らかにするため、こうした調査を行ってい

きます。現在は、短期入所について、当事者と事業所に対して調査を行っています。来年度は行動援護、移動支援、居宅介護について探っていく予定です。

**【木全会長】** 今日、春日井市障がい者総合福祉計画のうち、どのような事業がどこまで進んでいるのかを確認しつつ、次へつなげていきたいと思っておりますので、他の事業の状況を事務局から説明いただきたいと思っております。

**【事務局・長坂主査】** それでは、田代副会長が説明された地域自立支援協議会の取り組み以外のところで説明したいと思います。

地域生活支援拠点の整備については、短期入所の利用状況を踏まえ、次年度、求められる機能、役割を明確にします。拠点整備に向けて、関係機関や事業所との調整を行います。

意思疎通支援については、次年度から手話通訳者の設置時間を拡大し、いつでも聴覚障害者の方が来課できるようにします。日常生活用具の支給基準の引き上げや対象品目の追加、対象者の見直しを行います。

基幹相談支援センター、相談支援センターの周知については、12月に広報にて周知を行いました。当事者団体との意見交換を実施して、基幹相談支援センターの役割や計画相談の周知を行いました。今後も市民や事業者向けの研修会を実施していきます。

平成28年8月から、従来の心身障がい者扶助料、特定疾患患者等健康管理手当、ガソリン券、タクシー券を一本化し、登録店舗で利用できる福祉応援券の制度が始まります。3月の時点で約600の事業所から登録申請をいただいています。

保健・医療の分野のうち、退院の促進については、精神疾患で入院している家族に対して、地域移行に関する研修を行いました。

教育分野のうち、特別支援教育支援員の配置の推進については、次年度、肢体不自由児クラスの特別支援教育支援員（介助員）を4名から6名に増員します。また、平成27年度から試行的に、普通クラスに配置されている特別支援教育支援員を6名から16名に増員します。特別支援教育連携協議会の設置については、医療・保健・福祉・教育・労働関係者などの横の連携を構築するための協議会で

あり、障がい福祉課が所管する地域自立支援協議会と役割が似ているため、学校教育課と連携をとりながら、当該協議会の設置に向けて具体的な方策を検討します。

グループホームの整備の推進については、すまいの部会で、障がいのある人の住まい方の一例として、集合住宅の空き部屋の活用について検討しています。

防災防犯分野の要配慮者に対する避難所の設置については、3月15日に第二希望の家の耐震工事が終了し、4月から福祉避難所として指定されます。

差別解消の分野においては、2月に市民及びサービス提供事業者を対象に、障がい者差別解消法についての講演会を行いました。成年後見制度の利用促進については、7月に設置された高齢者障がい者権利擁護センターで、講演会や、研修会を行いました。また、市民後見人育成研修も行き、人材育成にも努めています。

行政サービスにおける配慮の分野では、新規採用職員70名に対し、障がい理解の職員研修を行い、3月には対応マニュアルを作成しました。次年度以降も職員研修を行います。

**【木全会長】** では、質疑に入りますので、それぞれのお立場からいろいろなご意見をお願いいたします。

**【河野委員】** 順番にうかがいたいと思います。手話の設置時間の拡大ですが、すでに周知されているのでしょうか。普通クラスに配置されている特別支援教育支援員を6名から16名に増員したとありますが、通常学級の中で支援が必要なお子さんが増えてきており、早くからの支援が重要視されている中で、各学校に1名も配置されていない状況では、数が少ないのではないのでしょうか。特別支援教育連携協議会の設置についても、前期から検討中で進んでいないように思います。空き家対策についても、どのような検討をどこでしているのかを教えてください。

**【事務局・渡辺補佐】** 一つめの手話の設置時間の拡大については、4月から予定しており、すでに広報やホームページで周知をしております。普通クラスに配置されている特別支援教育支援員については、順次各校に配置されるように増員していく予定です。

**【木全会長】** 16名の支援員が実際どのように学校に配置されてい

くのかを次回報告いただけるとよいと思います。さらに、教育委員会が最終的な目標とする人数や配置方法がわかると、人材不足などの問題も、福祉分野と連携して補うことができるかもしれません。

**【志村委員】** 補足いたします。坂下小学校に肢体不自由児の方がみえましたが、今年卒業されるので、今後どの学校に介助員が配置されるかは、わからない状況ですが、こうしたお子さんには必ず介助員がつくことになっています。また、特別支援教育支援員については、平成 26 年度は市民団体が学校に直談判し、ボランティアで支援させていただく状態でしたが、平成 27 年度にやっと必要性が理解され、6 名雇用していただくことができました。来年度は 16 名に増員になりますが、それでも 37 小学校中、半分にも満たない数です。おそらく学校側で必要だと手をあげられたところから一人ずつ配置されると思います。しかし、配置されなかった学校でも困っているところはたくさんあると思いますので、私が関わっているボランティア団体も引き続き支援できるといいなと思っています。

**【木全会長】** 引き続き、関係の深い特別支援教育連携協議会の設置について、次年度具体的にどうしていくのか事務局から回答をお願いします。

**【事務局・渡辺補佐】** 特別支援教育連携協議会の設置については、障がいのあるお子さんやその保護者を支援するために、主に教育分野と保健・医療分野の二つのネットワークの連携が必要だといわれています。先日も、学校教育課へ地域自立支援協議会の仕組みなどを情報提供したところですが、今後、こども部会とも連携していける関係を作りたいと思います。

**【木全会長】** こども部会に学校教育課の職員や特別支援の関係者が来ていますか。

**【事務局・渡辺補佐】** 現在は、来ておりません。今後、機会を作って行きたいと思います。

**【木全会長】** 最後、グループホームの集合住宅利用についてはどうですか。

**【事務局・渡辺補佐】** 市営住宅については、すでにすまいの部会で検討しておりますが、そのほかの集合住宅についても順次検討し

ていく予定です。

【木全会長】 関連して課長会議資料でもあがっていたスプリンクラー問題もありますので、すまいの部会で来年度しっかり取り組んでいただくこととなりますね。

【河野委員】 計画では研修会や意見交換等を行う予定でしたが、意外に事例が集まったこと、その事例一つ一つを分析するのに時間がかかったため、市役所の住宅施設課だけの意見交換になってしまいましたが、その中から得るものも多くありました。障がい者のことがやはりまだよく知られていないこと、障がい者が一人で契約しようとしても、保証人の問題があることなど、行政であるから考慮してほしいところも、現実には厳しくて、行き詰まりを感じました。空き家対策に関しても、高蔵寺などすでに動き始めていますので、そちらからも次年度情報収集していきたいと思っています。

進捗状況の書き方についてですが、「やっていきます」ではなく、本年度どうであったかを書いたほうがわかりやすいと思います。また、肢体不自由児の特別支援学級と書かれると、肢体不自由児に特化された特別支援学級かと勘違いされることもありますので、肢体不自由児がいる特別支援学級など、書き方に気をつけたほうがよいかと思います。また、問題を抱えているお子さんやその保護者を志村委員のようなボランティアの方々が支えてくださったわけですが、そうしたところにお金ではない援助が必要であると思います。

【木全会長】 来年度も2回の春日井市障がい者施策推進協議会がありますが、第1回では今年度の予定を、第2回では実施できた内容とできなかった事業の今後の予定を報告していただくによりわかりやすいのではないかと思います。課題も明らかになり、次の春日井市障がい者総合福祉計画に反映しやすくなると思います。ほかにありますか。

【黒川委員】 一つめは、保健医療の項目にある医療費の助成について、以前から要望させていただいており、6月議会では請願書が全会一致で採択されました。しかし、実施が延期されるということも耳にしております。今後の予定を教えてくださいたいと思います。二つめは、生活支援の項目の地域活動支援センターI型の設置についてですが、



当事者からもその必要性を訴える声があがっております。このセンターの設置について、1年間でどこまで検討されたのか教えていただきたいと思います。あと、これは要望ですが、第3次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況などを十分に議論するためには、年2回の開催では十分議論できないと感じておりますので、4回など増やしていただけるとよいと思います。

【木全会長】 医療費の助成の件からお願いいたします。

【事務局・渡辺補佐】 事務局としても、6月議会で請願書が採択されたことは承知しております。春日井市障がい者総合福祉計画は3年間の計画となっておりますので、この3年間で県の動向を見ながらすすめていく予定です。

【木全会長】 来年度、どういう予定なのか、また次回きちんと報告いただくようお願いします。退院促進については、国は進めたいのですが、どの人が退院を希望しているのか市町村が把握できず、何人退院させたかわからない状態で、2次の計画策定時にはあいまいになってしまったところです。第3次計画の策定時には、はっきりさせたいという国の意向があり、重要な課題でもあるので、次の計画にどのように反映させるか国の動向はどのような感じですか。

【三好委員】 何年前かは、病院から任意の長期入院の人の数字を報告いただいております。現在、措置入院や医療保護入院については、退院前に、病院のケースワーカー、障がい福祉サービス事業者などとケース会議を開いております。県も病院関係者、相談支援事業所、保健所の3者を対象に研修会をひらいており、だんだん体制が整ってきたところではないかと思えます。

【事務局・渡辺補佐】 今話がありました県の調査ですが、個別計画で地域移行のサービスがあるのですが、地域自立支援協議会の委員から、個別給付以外での支援があるのではという意見があり、各市町村に調査が依頼された経緯があります。結果、相談するのはワーカーが多く、そこから支援が始まるケースが多いそうです。

【木全会長】 ありがとうございます。次の計画では、長期入院の人で退院の希望のある人を、具体的につかみながら、病院と地域のワーカーが連携しながら、受け皿をつくってい

くことが重要な課題となっていくと思います。それを踏まえて、春日井市としてどうしていくかを次の計画に反映するために、地域自立支援協議会の相談支援部会などと一緒になって検討していく必要があると思います。

中核以上の都市では、精神障がいに関し重点を置いた協議会の必要性があがっているため、春日井市でも地域自立支援協議会などで、病院のワーカーなど精神障がいに詳しい委員を入れるなどの対応が必要になってくるかもしれません。

では、もうひとつの地域活動支援センターⅠ型の質問について回答をお願いいたします。

**【事務局・渡辺補佐】** 今年度は、地域自立支援協議会の運営会議の中で、ショートステイ利用者に調査を行いました。平成28年度は居宅介護のサービスについて調査を行う予定です。現在ある地域サービス支援センターの利用状況を踏まえながら、どのようなサービスが必要とされているのかの調査を行う予定です。

**【木全会長】** 精神障がい者の居場所の必要性などを地域自立支援協議会で調査していただく方向でよろしいでしょうか。

**【岩谷委員】** 障がい児の支援の充実で、地域自立支援協議会でサービスの質的・量的な調査を行うという部分で、実際に事業者へ調査を行い、過不足のあるサービスについて、事業の拡大を依頼したとありますが、過不足のあったサービスは何であったのかということをお教えください。また、事業者だけに資源調査を行って過不足を把握されたということですが、不十分ではないかと思います。なぜかといいますと、事業者側からみると、利用者からの意思表示があつて初めて、サービス利用が発生するわけで、子どもの障がいに親が気付いていない場合もあり、市の検診で指摘され、療育につながるケースが多いのが現状です。また、実際に療育を受けている子どもの親でも、子どもの障がいを受容できていないケースがあります。そうしたことを踏まえると、事業者に対する調査だけではなく、検診にかかわっている保健師などにもサービスの過不足等を調査していただきたいと思います。実際に事業所に空きがあつても、いっぱいであるという認識の保健師もみえますので、いろいろな方向からの調査を望

みます。

また、特別支援員の増員ですが、こちらも、小さいころからの療育がきちんとなされていれば、大きな問題にならない部分であると思っています。保育園、幼稚園をそのまますごして、小学校にあがり、集団行動になって初めて障がいが明らかになる場合、それが原因で不登校になる子どももいます。春日井市でそうした子どもは年間100人います。小さいころから療育など必要な支援がされていれば、そうした子どもは減ってくると思いますので、障がい福祉課内だけでなく、子ども政策課や学校教育課ともしっかり連携をとっていただき、子どもに関する施策を強化していただきたいと思っています。

また、特別支援員も6人から16人に増員されたわけですが、専門的な知識が必要であることを考えると、質的に大丈夫なのかという疑問もあります。その辺りのことも回答お願いいたします。

**【木全会長】** では、ひとつずつ回答をお願いいたします。

**【事務局・渡辺補佐】** まず、過不足があるサービスですが、医療的ケアを行っていただける事業所が不足しておりましたので、市が事業所に働きかけた結果、1事業所が対応できるようになりました。

次に、アンケートについて、事業者側だけでは不足ではないかというご意見ですが、まさに、地域自立支援協議会の子ども部会で同じ意見がありましたので、今度、利用者やまだ利用者されていない方に対しても行ってきたいと思っています。

**【木全会長】** 今回、重度のお子さんに対してのサービスについて、市が対処をしたわけですが、志村委員からの質問は、発達障がいのお子さんに対する施策についてでしたが、それを把握するため、子ども部会には、子ども政策課の保健師や要保護の児童にかかわっている方も参加されているのでしょうか。

**【事務局・渡辺補佐】** ライフステージに応じて、いろいろな支援があり、いろいろな人がかかわっています。子ども部会では、そのライフステージにかかわっている方を招いて話を聞くことを行っていく予定です。そうすることで、課題が見えてくると思います。

【木全会長】 それでは、来年度は支援にかかわっている方を集めて、話を聞くところから始まるということですね。6か月検診や1歳半検診の要リスクの子について、どのような支援がされているかがわかり、課題も明らかになってきますね。続けて、学校に上がってからの支援について、近年発達支援の子どもが不登校になるケースが多いため、それも念頭に置きながら、子ども部会で話し合っしてほしいと思います。

【田代副会長】 以前も連携部会があって、保健師など関係機関を集めた会だったのですが、それぞれの立場からの意見がまとまらず、一旦解散になった経緯があります。しかし、依然として子ども分野の課題はなくなるので、再度子ども部会が立ち上がったわけです。そこで、子ども部会は、児童発達支援センターや放課後デイサービスの事業者で構成し、まずここから始めて、次年度に次のステップに行きたいと思います。

【木全会長】 確か次年度、小児科医に発達障がいに関する研修を行わないといけないと思いますので、それも念頭に置いておいてください。また、特別支援員についてですが、コロニーとして、力になることができる部分がありますか。

【大橋委員】 療育支援課では、発達障がい支援指導者養成研修を行っており、県下210名を養成しました。さらにレベルアップをはかったり、活躍の場を提供していければと思っています。

【木全会長】 では、市として、誰がその研修を受けているか把握し、中核となって活動していただけるよう支援をして、発達障がいに対して理解を広めていくことはできそうですか。

【事務局・渡辺補佐】 第3次の計画についても、発達障がい支援指導者も数は成果目標になっておりますので、そのつもりです。

【大橋委員】 センターとしましては、これまで、発達障がい支援指導者の数を増やす方向で研修を進めていきましたが、来年からはレベルアップを図ったり、活躍の場を広げてもらうような方向で研修を行う予定です。

【木全会長】 市が、発達障がい支援指導者を把握し、活躍の場を

提供していかないと意味がなくなってしまうので、そのあたりはどうですか。

【事務局・渡辺補佐】 今後、子ども部会で考えていく予定です。

【木全会長】 では、ほかにありますか。

【野田委員】 防災についてですが、通常、避難所としては小学校が指定されていますが、私の町内会では、中学校がすぐ近くに 있습니다。小学校に行くまでには階段があり、高齢者、障がい者にとって避難するのが困難な場所になっていますので、一時避難所として中学校に避難させていただきたいとお願いしたところ、物資の備蓄がないなどの理由から断られました。そのあたりも、机上の理論だけではなく検討していただきたいと思います。また、地震に耐えうる民間の施設なども視野に入れていただけると、外出時も安心できます。

また、一人暮らしで町内会に入っていない方など、顔もわからないため、災害時に町内で配慮できません。介護の事業所は関わっているようなので、そのような方のために、そういった介護事業所にも災害時にどうしたらよいかなどの情報提供をお願いしたいと思います。

【事務局・渡辺補佐】 ご意見として担当課へお伝えしたいと思います。

【木全会長】 防災会議にも障がい関係の方を委員として参加されていると思いますが、その方を通じてお話しいただくのはどうでしょうか。

【事務局・渡辺補佐】 野田委員が属している身体障害者福祉協会の方が10月から防災会議の委員として参加されますので、こういったご意見をあげていただくとよいと思います。

【木全会長】 せっかく防災会議の委員として障がい者が参加できるようになったので、実態を簡単な書面でもよいので、まとめて、会議にあげていくとよいですね。

【戸田委員】 私も河野委員とすまいの部会で一緒させていただいています。すまいについては、以前はグループホームなどが主流でしたが、在宅で過ごされている方も多く、適切な支援があれば一人暮らしをすることができるということがわかってきました。しかし一方で、知的障がいに伴う身体障がい者については、一人暮らしは難しく、親が高齢化していく中、厳しい状況におかれていることを知って頂きたいと思います。もうひとつ、子どもの支援に

ついてですが、大阪の青空学校の映像をみましたが、地域の方がとても支えていて、学校が門を開いていただき、春日井市でもこういった形の支援が広がればよいなと思っています。

【木全会長】 市も調査事項がたくさんあるため、重度心身障がいの子どもが親亡き後、どのように過ごしていくのかについて、当事者の調査をしていくのもよいと思います。

【戸田委員】 人数的には少ないといっても、厳しさは変わりません。当会においても、今まではなんとか入所の施設を見つけてしのいできましたが、入所施設も満員の状態が現状です。今後、こうした子どもが親亡き後、どのようにサービスをつないで支援していくかについてどうお考えでしょうか。

【木全会長】 プライバシーを大事にしながら、実例を集めてみてはどうでしょうか。

【戸田委員】 中心を担うコロニーの重度心身障がいの施設も満員だと聞いております。また、重度心身障がいの子どもを抱える親もまだ大丈夫と考えている方も多いので、双方が一緒になって真剣に考えていかななくてはと思います。

【田代委員】 すまいの部会だけで考えていくのは大変だと思います。65歳問題もそうですが、すぐ目の前に迫っている問題について、運営会議等でも話し合っていないといけないと思っています。

【木全会長】 地域自立支援協議会にはお願いばかりになります、緊急性の高いものから、調査などをお願いしたいと思います。

では、障がい者差別解消法についてお願いします。

【事務局・長坂主査】 市では、職員対応マニュアルを作成し、全職員に周知いたしました。また、合理的配慮については、手話通訳者の常駐や、代読・代筆など障がいに応じた配慮を行っております。市民、事業者については12月1日号広報において、障がい者差別解消法の特集を組み、周知を行いました。今後も講演会や研修を行っていく予定です。

また、差別に関する相談体制としては、障がい福祉課をはじめ、基幹相談支援センター、各生活支援センターが相談窓口となっています。また、障がい者差別解消地域協議会については、既存の組織を活用するとし、地域自

立支援協議会がその役割を担っていきます。

**【木全会長】** 委員として障がい者差別解消法について学んでいないと、なかなか市の提案にどう質問すればいいかわかりませんね。事務局にお願いしたいのですが、わかりやすい資料や県の条例などの配布をお願いいたします。なにか質問がありますか。

では、職員対応要領は、もう作成済みですか。

**【事務局・渡辺補佐】** 作成済みで、全職員に周知しました。

**【木全会長】** もし、その要領どおりに対応がとられていない場合、相談する窓口としては、障がい福祉課ですか。

**【事務局・渡辺補佐】** 障がい福祉課と人事課になります。

**【木全会長】** そうすると、委員がその要領を知っていないと、どんなことが差別的扱いなのかわからないですね。また、合理的配慮は本人が申し出ないと成立しませんので、どういう場合に申し出ができるのか、当事者が知らないと話合いになりませんね。ということで、先ほどの資料と一緒に送付をお願いします。

また、学校や病院、事業所で困ったことが起こった場合は、春日井市としては、障がい福祉課に相談するということですね。それだけではうまくいかなかった場合は、愛知県も窓口を置いており、協力して解決していくということなので、委員はよく愛知県の条例を知っておいて、4月1日から対応できるようにしないといけないと思います。

協議会についても、地域自立支援協議会の運営会議がその役割を担うので、春日井市としてどう取り組むのか、規則等を作っていただいて、資料として委員に配布をお願いいたします。

**【服部委員】** 数ヶ月前、ある方から、事業所から「障がい者らしくしろ」など心無い言葉を言われたことや無視されることを、愛知県に相談したことがあると聞きました。愛知県では障がい者差別解消調整委員会へ報告するように言われたそうです。このような苦情に対する指導は、春日井市や事業所などに指導があるのでしょうか。

**【事務局・渡辺補佐】** 情報は市におりてくると思います。事業者の指導は愛知県が行います。

**【木全会長】** どちらにしろ、よく知っていないと使えないものになってしまうので、委員も、当事者や事業者も、よく

勉強しないといけないと思います。最後に、推進協議会の回数についてはどうですか。

【事務局・渡辺補佐】 計画改定の年は5回、ほかは2回となっておりますが、状況に応じて、必要があれば開催したいと思います。

【事務局・中山課長】（閉会のあいさつ）

上記のとおり、平成27年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及びあらかじめ指名する委員1名が署名する。

平成28年3月31日

会 長 木全 和巳

署名人 田代 波広